

論文

養護に関する基本的事項の位置づけ —保育の内容との関係性—

清水将之

(受理日：2022年7月25日)

Positioning of Fundamental Matters of Care

—Relationship to the Early Childhood Education and Care of Aims of Content—

Masayuki SHIMIZU

要旨

保育所保育指針は1965（昭和40）年に制定されて以来、1990（平成2）年、1999（平成11）年に改訂、2008（平成20）年、2017（平成29）年に改定されている。本稿の目的は特に、「養護」が「第1章 総則」として「2 養護に関する基本的事項」に示された2017（平成29）年改訂に焦点をあて、主に「養護に関する基本的事項」の位置づけについて検討を行う。また「養護」における「生命の保持」と「情緒の安定」の取り扱いについて検討を加えるものである。ここでいう取り扱いとは、保育所保育指針における「養護」ならびに「生命の保持」と「情緒の安定」の用法としてその出現箇所を中心に検討を加え、かつ保育の内容との関係性を探るものである。加え、2014（平成26）年に制定され、2017（平成29）年に改訂された幼保連携型認定こども園教育・保育要領における「養護」の取り扱いについて同様の手法で検討を加えるものである。

キーワード：保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、養護、養護に関する基本的事項、保育の内容

I. 緒言

本稿の目的は2017（平成29）年に改訂（訂）^(注1)された保育所保育指針（以下「保育指針」とする。）における「養護に関する基本的事項」の位置づけについて、明徴させることを試みるものである。また、同じく改訂された幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、「教育・保育要領」とする。）における「養護」の取り扱いについても若干の検討を加えるものとする。

まず、保育所における保育の特性とは「養護及び教育が一体的に行うこと」である¹⁾。これは1964（昭和39）年に制定された保育所保育指針（以下、「保育指針」とする。）で示された保育所における保育の特性であり、1990（平成2）年、1999（平成11）年、2008（平成20）年、2017（平成29）年

に改訂（定）された保育指針においても「養護」は引き続き示されているものである^{2) 3)}。また、幼保連携型認定こども園における「養護」も教育・保育要領で示されているところである。教育・保育要領は2014（平成26）年に制定され、2017（平成29）年に改訂されている。2014（平成26）年制定の教育・保育要領において「第1章 総則」において「第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項」として養護について示された経緯がある。

ところで、保育に関する概念規定について、特に保育と教育に関する混乱が生じていることを湯川嘉津美（2016）が悉に述べている^{4) 5)}（注2）。「幼稚園や保育所の『教育』『保育』の概念規定を説明しながら、認定こども園法の出現による『教育及

び保育』の表記は用語の混乱に拍車をかけることとなった。」と指摘し、更に幼保連携型認定こども園における保育について「そこでの『保育』は『養護及び教育（学校教育を除く）』となり、従前の養護と教育を一体的に行う『保育』という考え方からは遠く離れることとなった。」と明断したうえで、「幼保一元化ではなく、幼保一体化の議論においては『教育』と『保育』の並列は避けられず、『教育及び保育』を超えての用語の統一は難しいように思われる。」と指摘しているところである。この指摘は、指針や教育・保育要領を検討する中極めて重要な示唆を与えるものである。」

次に、本稿で主たる検討の対象である保育指針について、1963（昭和38）年に当時の文部省および厚生省の両局長通知である「幼稚園と保育所との関係について」に関し、若干の整理しておくことも必要である。拙著⁶⁾においても教育要領と保育指針の「共通化」の経緯として指摘してきたが、平井信義（1989）は「保育所における教育は幼稚園の準ずることということになってしまった。あれが保育の考え方をおかしくしたんですね。（中略）6領域（健康・社会・自然・言語・音楽リズム・絵画作成）を解体したかったのですが、厚生省のほうはどうしても準じてもらわなければ困ると言われて、4歳・5歳に関しては文部省の示す6領域をそのまま残したのです。」と述べている⁷⁾（注3）。この点について湯川嘉津美（2016）は「保育所の『保育』のとらえ方に影響を与えることとなった。」と指摘している⁸⁾。本稿においても平井信義の言及を踏まえながら、湯川嘉津美の指摘を重視していくこととする。こうした保育と教育に関する概念規定に関する研究は緻密な蓄積がある。

続けて、養護は保育所保育における特質性として、1965（昭和40）年に制定されて以来、養護と教育の一体性が貫かれている。特に、2017（平成29）年に改訂において養護が「第1章 総則」として「2 養護に関する基本的事項」に示されたのである。杉山和（2021）は「養護を強調するため、『第1章 総則』に新たに養護の項目が示された」とし、更に「養護と教育を分け、それぞれの専門性を明確にして、ともに保育所保育における重要な概念として位置付けていると考える。」と述べている⁹⁾。

他方、渡邊保博（2016）は養護と教育の一体性について、その一体性の意義や「分離」論そして一体性について、当時の碩学らの言説を丁寧に提示しながら指し示している¹⁰⁾。特に興味深い指摘は一体論と分離論において「成田自身は、養護と教育の『一体』論は誤解によるものであり、両者は『本質的』に『別の機能』であると考えていたということである」^(注4)という指摘である¹¹⁾。こうした指摘は養護と教育の一体論や分離論において、生活や保育士と子どもとののかかわりといった、保育実践の視点から発達理論を踏まえながら議論が行われたことが見て取れる。そして、子どもを取り巻く保護者や保育者の「資質の変化」や労働環境や家族の変容など背景にあることがうかがえる。

これら上記に示した点を吟味しながら、保育指針に示された「養護に関する基本的事項」について保育の内容との関連性の視点から検討を加えて行くものである。検討の限界性の事由は次章で示すとして、若干の知見得たのでここに報告する。

II. 先行研究の検討と研究の方向性について

本章では昨今の先行研究について吟味しながら、本研究の方向性について画してみたい。

CiNii Reserch（大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所（NII）が運営する術情報検索サービス）において論文等の検索を行った。検索語「養護に関する基本的事項」で該当するものは1件¹²⁾であり、今泉良一（2018）によるものである¹³⁾（注5）。

ここで検索語を広げ「保育所」+「養護」で該当するものは134件、さらに検索対象を「保育所保育指針」+「養護」として該当するものは19件であった¹⁴⁾。この19件について若干の検討を試みたい。直近で保育指針が改定されたのは2017（平成29）年であり、当時の改訂に際して鯨岡峻（2017）が改定の間とりまとめについて意見を表明している¹⁵⁾。この他に、杉山和（2021）が保育所保育指針の改訂（定）の歴史的変遷を検討しながら、養護と教育の一体性の概念について精細に示している¹⁶⁾。特に、保育指針の養護及び教育の一体性の概念は1999（平成11）年の改訂では「家庭教育の補完から社会全体で子育てを支援する概念へと転

換した」、2008（平成20）年の改定では「養護と教育と分け、それぞれの専門性を明確にして、ともに保育所保育における重要が概念として位置付けられている」、2017（平成29）年の改訂では「養護を『第1章 総則』で取り上げ重要視するなど、養護と教育の一体性は謳いつつも、分離した表記を続けていると考えられた。これまでの内容を比較すると、『第1章 総則』に取り上げられた養護の働きは、保育所保育における重要な機能として高まってきていると考えられる。」と述べているところである¹⁷⁾。この杉田の研究は本稿に示唆を与えるものである。

更に、検索語「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」+「養護」で該当するものは3件であり、その中で熊田汎子（2015）による2014（平成26）年に制定された教育・保育要領における養護の検討は興味深い¹⁸⁾。熊田は聞き取り調査を踏まえたうえで「今後、幼保連携型認定こども園においては、『こども園要領』を読み解く上で、『養護』の機能が教育・保育に含まれているという捉え方を明示しておくべきであろう。」と総括している¹⁹⁾。

これまでの先行研究の検討から、主に杉田の先行研究を参照しつつ、民秋 言、西村重希、清水益治、千葉武夫、馬場耕一郎、川喜田昌代(2017)²⁰⁾の俯瞰的研究、無論、前章で示した湯川²¹⁾、渡邊²²⁾の研究も十分に参考にしながら、保育指針における「養護に関する基本的事項」に関する用法として

その出現箇所を中心に検討を加えるものである。また、同様に教育・保育要領についても検討を加える。

本章で示した通り、本研究で取り扱う「養護に関する基本的事項」に関する先行研究の蓄積は僅少である。よって、試行的検討であることを予め提示しておきたい²³⁾。

Ⅲ. 保育指針と教育・保育要領における「養護」

本章では保育指針と教育・保育要領における「養護」について、その出現箇所を中心に検討を加えるものである。保育指針は1965（昭和40）年に制定されて以来、1990（平成2）年、1999（平成11）年に改訂、2008（平成20）年、2017（平成29）年に改定されている。本章では、特に、「養護」が「第1章 総則」として「2 養護に関する基本的事項」に示された2017（平成29）年改定に焦点をあてて検討してゆく。教育・保育要領は2014（平成26）年に制定され、2017（平成29）年に改訂されている。教育・保育要領についても保育指針に同期して、2017（平成29）年改訂に焦点をあてて検討してゆく。

1. 保育指針における「養護」

保育指針では「第1章 総則」ならびに「第2章 保育の内容」で「養護」が取り扱われ、13箇所に出現する（図表1および図表2）。

養護の取扱い（8箇所）	
第1章 総則	<p>1 保育所保育に関する基本原則</p> <p>(1) 保育所の役割（略）</p> <p>イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、<u>養護</u>及び教育を一体的に行うことを特性としている。（略）</p> <p>(2) 保育の目標（略）</p> <p>(ア) 十分に<u>養護</u>の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。（略）</p> <p>2 <u>養護</u>に関する基本的事項</p> <p>(1) <u>養護</u>の理念</p> <p>保育における<u>養護</u>とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、<u>養護</u>及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、<u>養護</u>に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。</p> <p>(2) <u>養護</u>に関わるねらい及び内容（略）</p>

注：下線部は筆者による。

図表1 保育指針：第1章 総則における養護の取扱い箇所

養護の取扱い（5箇所）	
第2章 保育の内容	<p>この章に示す「ねらい」は、第1章の1の(2)に示された保育の目標をより具体化したものであり、子どもが保育所において、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育を通じて育みたい資質・能力を、子どもの生活する姿から捉えたものである。また、「内容」は、「ねらい」を達成するために、子どもの生活やその状況に応じて保育士等が適切に行う事項と、保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項を示したものである。</p> <p>保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。本章では、保育士等が、「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するため、主に教育に関わる側面からの視点を示しているが、実際の保育においては、<u>養護</u>と教育が一体となって展開されることに留意する必要がある。</p> <p>1 乳児保育に関わるねらい及び内容 (1) 基本的事項（略） ウ 本項の各視点において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。（略）</p> <p>2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 (1) 基本的事項（略） ウ 本項の各領域において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。（略）</p> <p>3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容 (1) 基本的事項（略） ウ 本項の各領域において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。</p>

注：下線部は筆者による。

図表2 保育指針：第2章 保育の内容における養護の取扱い箇所

保育指針の「第1章 総則」では保育所保育の基本原則としての「養護」が明示されている。そして、保育所保育の特性である「保育所における環境を通して、養護及び教育を一体として行うこと」、保育の目標として「養護（生命の保持と情緒の安定）」が教育（五領域）と共に示されている。また、「養護に関する基本的事項」として養護の理念、養護に関わるねらい及び内容が示されている。「第2章 保育の内容」は発達過程区分（乳児保育、1歳以上3歳未満児の保育、3歳以上児の保育）ごとに基本的事項として発達過程と発達の特徴、三つの視点、五領域のねらいおよび内容、内容の取扱いが示されている。そして養護は発達過程区分（乳児保育、1歳以上3歳未満児の保育、3歳以上児の保育）ごとに基本的事項において養護と各視点ならびに各領域と一体となって展開されるものであることが示されているのである。

2. 教育・保育要領における「養護」

教育・保育要領では「第1章 総則」ならびに

「第3章 健康及び安全」で「養護」が取り扱われ、2箇所に出現する（図表3）。

教育・保育要領の「第1章 総則」では幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項として取り扱われ、養護の行き届いた環境の下で「教育及び保育を展開すること」が言及されている。

「第3章 健康及び安全」では園児の「健康及び安全は、園児の生命の保持と健やかな生活の基本となるものであり」としたうえで、「養護教諭や看護師、栄養士等は配置されている場合には、学校医等と共にこれらの者がそれぞれの専門性を生かしながら、全職員が相互に連携し、組織的かつ適切な対応を行うことができるような体制整備や研修を行うことが必要である。」としている。

なお、「第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項」では乳児期の園児における各視点や満1歳児以上における各領域との関係性、養護との一体として行うことは特段言及されていないことが見て取れる。この点は保育指針との相違点とも言える。

養護の取扱い（2箇所）	
第1章 総則	<p>(略)</p> <p>第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならない。(略)</p> <p>5 生命の保持や情緒の安定を図るなど<u>養護</u>の行き届いた環境の下、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を展開すること。(略)</p>
第3章 健康及び安全	<p>幼保連携型認定こども園における園児の健康及び安全は、園児の生命の保持と健やかな生活の基本となるものであり、第1章及び第2章の関連する事項と併せ、次に示す事項について適切に対応するものとする。その際、<u>養護</u>教諭や看護師、栄養教諭や栄養士等が配置されている場合には、学校医等と共に、これらの者がそれぞれの専門性を生かしながら、全職員が相互に連携し、組織的かつ適切な対応を行うことができるような体制整備や研修を行うことが必要である。(略)</p>

注：下線部は筆者による。

図表3 教育・保育要領における養護の取扱い箇所

IV. 保育指針における「養護に関する基本的事項」

本章では保育指針における「養護に関する基本的事項」について検討を進めて行く。この「養護に関する基本的事項」は教育・保育要領にも示されておらず、保育所保育の養護及び教育を一体として行うことの特性を具体的に示すものであり、その特質性とも言える。図表4には「養護に関する基本的事項」を示した。

まず、「養護の理念」が示されており、「子どもの生命の保持や情緒の安定」は「保育士等が行う援助や子どもに対する関わり」であることが明示され、「保育所における保育全体を通じて養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない」と明言されている。

次に、「養護に関わるねらい及び内容」が示されており、「生命の保持」「情緒の安定」がねらい及び内容とともに示されている。これらは「第1章

<p>2 養護に関する基本的事項</p> <p>(1) 養護の理念</p> <p>保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために<u>保育士等が行う援助や関わり</u>であり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が<u>展開されなければならない</u>。</p> <p>(2) 養護に関わるねらい及び内容</p> <p>ア 生命の保持</p> <p>(ア) ねらい</p> <p>① 一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。</p> <p>② 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。</p> <p>③ 一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。</p> <p>④ 一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。</p> <p>(イ) 内容</p> <p>① 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。</p> <p>② 家庭との連携を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。</p> <p>③ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにする。</p> <p>④ 子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようにする。また、食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。</p>

イ 情緒の安定

(ア) ねらい

- ① 一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- ③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ 一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。

(イ) 内容

- ① 一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う。
- ② 一人一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。
- ③ 保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。
- ④ 一人一人の子どもの生活のリズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。

注：下線部は筆者による。

図表4 養護に関する基本的事項

総則」の「1 保育所保育に関する基本原則」のうち「(2) 保育の目標」「(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。」を具体化したものであると説明している²⁴⁾。

「生命の保持」「情緒の安定」の「ねらい」は日常生活の中での保育士等の具体的な援助や関わりや保育所全体での子どもへの関わりが示されている。着目すべきは、保育士等や保育所全体としての到達目標として捉えることが文言からして可能である（子どもの到達目標ではない）。

「生命の保持」の「内容」は「ねらい」を達成するために、一人一人の子どもの生活やその状況に応じて保育士等や保育所全体が適切に行う事項とその事項に関する保護者や各専門職との連携に関する事項が示されていると考えられる（※下線部筆者）。この「養護に関する基本的事項」における「内容」の具体的な説明は保育指針解説においても見当たらず²⁵⁾、またいくつかの保育関係用語辞典においても見つけることはできなかった^(注6)。よって、「養護に関する基本的事項」における「内容」は、保育の内容としての「ねらい」及び「内容」、つまり視点（三つの視点）や領域（五領域）の「内容」の考え方を準用、援用して検討した。

V. 「養護」における「生命の保持」と「情緒の安定」の個別性^(注7)

本章では前章等で検討してきた保育指針や教育・保育要領における「養護」や「養護に関する基本的事項」を踏まえながら、「養護」における「生命の保持」と「情緒の安定」の個別性について検討を進めて行く。なお、ここでいう個別性とは「生命の保持」と「情緒の安定」がそれぞれ単独で出現するという意味である。

1. 「生命の保持」の個別性

「生命の保持」は「養護」における「情緒の安定」との相互関係性をもって構成される概念であるが、図表5に示した通り、保育指針、教育・保育要領において単独で出現することが確認できる。

なお、教育・保育要領では「第1章 総則」第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等」において「(2) 乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。」として「生命の保持」が出現するが、その直後に「安定した情緒」の言及も見られることから、単独で出現するとは見做さなかった。その理由は「養護」における「生

保育 指針	<p>第3章 健康及び安全</p> <p>保育所保育において、子どもの健康及び安全の確保は、子どもの<u>生命の保持</u>と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。</p>
教育・ 保育 要領	<p>第1章 総則（略）</p> <p>第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項（略）</p> <p>6 園児の健康及び安全は、園児の<u>生命の保持</u>と健やかな生活の基本であり、幼保連携型認定こども園の生活全体を通して健康や安全に関する管理や指導、食育の推進等に十分留意すること。（略）</p> <p>第3章 健康及び安全</p> <p>幼保連携型認定こども園における園児の健康及び安全は、園児の<u>生命の保持</u>と健やかな生活の基本となるものであり、第1章及び第2章の関連する事項と併せ、次に示す事項について適切に対応するものとする。その際、養護教諭や看護師、栄養教諭や栄養士等が配置されている場合には、学校医等と共に、これらの者がそれぞれの専門性を生かしながら、全職員が相互に連携し、組織的かつ適切な対応を行うことができるような体制整備や研修を行うことが必要である。</p>

注：下線部は筆者による。

図表5 「生命の保持」の単独出現箇所

命の保持」と「情緒の安定」の相互関係性が強くうかがえるからである。

「生命の保持」は保育指針ならびに教育・保育要領において「健康及び安全」の確保は根本的な重要性であることが指摘されている。また、保育所全体（保育指針）や全職員（教育・保育要領）が子ども（園児）の健康や安全の確保を務めていることが示され、かつ専門職の専門性を生かした対応を図ることが示されている^{26) 27)}。この指摘は「生命の保持」について保育士等や保育教諭だけではなく、専門職との連携や専門職の専門性が必要であることが明示されているのである。

2. 「情緒の安定」の個別性

「情緒の安定」も「生命の保持」と同様に「養護」において相互関係性をもって構成される概念であるが、図表6に示した通り、保育指針、教育・保育要領において単独で出現することが確認できる。

まず、「情緒の安定」は保育指針、教育・保育要領とも「第2章 保育の内容」（保育指針）「第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項」と密接に関係して出現する。特に、保育内容・領域「健康」における安全に関する指導（安全教育）との関連性が見て取れる点は極めて興味深いところである。

次に、「情緒の安定」は保育指針、教育・保育要領とも「第2章 保育の内容」（保育指針）、「第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項」において1歳

以上3歳未満児および3歳以上児（保育指針）、満1歳以上満3歳未満の園児および満3歳以上の園児（教育・保育要領）に対するものとして出現する。つまり、乳児保育（乳児期の園児）に特定して出現しない点も個別性として言及できる。

VI. 若干の検討とまとめ

本稿の主たる目的は、2017（平成29）年改定に改定された保育指針における「養護に関する基本的事項」を保育と保育内容理解の枠組みの視点から検討を行うものである。また、同時期に同じく改訂された教育・保育要領における「養護」の取扱いについても若干の検討を加えるものである。これらの点は保育の内容との関連性から明徴させることを試みたい。

まず、保育所保育の特性である「養護」は保育指針「第1章 総則」において保育所保育における基本原則として「養護と教育を一体的に行うこと」とし、保育の目標として「十分に養護の行き届いた環境の下に」として示され、養護（生命の保持と情緒安定）と教育（三つの視点や五領域）と一体的に行うことが確認できた。

次に、「養護における基本的事項」は「生命の保持」及び「情緒の安定」としてそれぞれに「ねらい」「内容」が示されている。特に、「ねらい」はその文言において「～ようにする。」として保育士等や保育所全体での到達目標として示されている

<p style="text-align: center;">保 育 指 針</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1 保育所保育に関する基本原則</p> <p>(3) 保育の方法</p> <p>イ 子どもの生活のリズムを大切に、健康、安全で<u>情緒の安定</u>した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。(略)</p> <p>3 保育の計画及び評価</p> <p>(3) 指導計画の展開</p> <p>指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。(略)</p> <p>ウ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの<u>情緒の安定</u>や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。(略)</p> <p>第2章 保育の内容</p> <p>2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容</p> <p>(3) 保育の実施に関わる配慮事項 (略)</p> <p>ウ 自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、<u>情緒の安定</u>を図りながら、子どもの自発的な活動を尊重するとともに促していくこと。(略)</p> <p>3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容</p> <p>(2) ねらい及び内容</p> <p>ア 健康</p> <p>健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。</p> <p>(ウ) 内容の取扱い (略)</p> <p>⑥ 安全に関する指導に当たっては、<u>情緒の安定</u>を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。</p>
<p style="text-align: center;">教 育 ・ 保 育 要 領</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等</p> <p>(3) 指導計画の作成上の留意事項 (略)</p> <p>ク 園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、保育教諭等は、理解者、共同作業員など様々な役割を果たし、園児の<u>情緒の安定</u>や発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること。(略)</p> <p>第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容</p> <p>健康</p> <p>[健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。]</p> <p>3 内容の取扱い (略)</p> <p>(6) 安全に関する指導に当たっては、<u>情緒の安定</u>を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。(略)</p> <p>第4 教育及び保育の実施に関する配慮事項</p> <p>1 満3歳未満の園児の保育の実施については、以下の事項に配慮するものとする。(略)</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳未満の園児は、特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心掛けること。また、探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れること。更に、自我が形成され、園児が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、<u>情緒の安定</u>を図りながら、園児の自発的な活動を尊重するとともに促していくこと。なお、担当の保育教諭等が替わる場合には、園児のそれまでの経験や発達の過程に留意し、職員間で協力して対応すること。</p>

注：下線部は筆者による。

図表6 「情緒の安定」の単独出現箇所

ことが明らかとなった。そして、「ねらい」「内容」を通して「一人一人の子ども」が強調され、保育における個別対応の原則が徹底して示されているのである。

続けて、「第1章 総則」における「養護」及び「養護に関する基本的事項」は「第2章 保育の内容」における各発達過程区分（乳児保育、満1歳以上満3歳未満の保育、満3歳以上の保育）における「基本的事項」においても出現し、「養護に関する基本的事項」と一体となって展開されるものであることを確認することができた。ここで、保育と保育内容を理解する枠組みとして「養護に関する基本的事項」の位置づけと重要性、そして「養護」及び「教育」の一体性は個別対応の原則が根本に存在することを再確認することができた。

更に、「養護」における「生命の保持」と「情緒の安定」は相互関係性をもって構成される概念であるが、「生命の保持」と「情緒の安定」それぞれに個別性があることも確認できた。「生命の保持」は保育指針ならびに教育・保育要領において「健康及び安全」の確保においてその重要性とともに、保育所や幼保連携型認定こども園における専門職

との連携や専門職の専門性が必要であることが確認できた。また、「情緒の安定」は保育指針、教育・保育要領において、保育内容・領域「健康」における安全に関する指導（安全教育）との関連性と乳児保育（乳児期の園児）に特定して出現しない点も確認できた。これらの点が「生命の保持」と「情緒の安定」における個別性であると言える。乳児保育における「生命の保持」の優越性もうかがえるところである。

保育指針、教育・保育要領における「養護」の取り扱い、保育所保育、幼保連携型認定こども園における教育及び保育における重要性もさることながら、我が国の乳幼児教育における枢要な概念である「保育」とともに個別性を持つ概念である。特に、乳児保育において「養護」は極めて重要なものである。養護とは子ども（人間）の存在に対する肯定ともいえるだろう。

例えば、平成18（2006）年4月1日施行の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下、「認定こども園法」とする。）に基づき認定こども園制度が同年10月より発足した。認定こども園法第2条では以下の通り示されている（図表7「認定こども園法」関係）。

第一章 総則

(略)

(定義)

第二条 この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「幼稚園」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園をいう。

3 この法律において「保育所」とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。

4 この法律において「保育機能施設」とは、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするものその他の主務省令で定めるものを除く。）をいう。

5 この法律において「保育所等」とは、保育所又は保育機能施設をいう。

6 この法律において「認定こども園」とは、次条第一項又は第三項の認定を受けた施設、同条第十一項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8 この法律において「教育」とは、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校（第九条において単に「学校」という。）において行われる教育をいう。

9 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

10 この法律において「保育を必要とする子ども」とは、児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。

(略)

また、認定こども園法第3条では次のように示されている。

認定こども園法第3条には幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に対し幼稚園教育要領に従うこと、また保育所等である場合には満3歳以上の子どもに対し五領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）を通した保育を行うことを示している（学校教育法23条のことである）。

続けて、認定こども園法第9条ならびに第10条では次の様に示されている。

認定こども園法第9条には五領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）を通した保育を行うことを示しているが、「六 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること」が加えて示されている。幼保連携型認定こ

第二章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定手続等 (幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)

第三条 (略)

- 一 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。第十条第二項において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
- 二 当該施設が保育所等である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）における児童福祉法第二十四条第四項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

第三章 幼保連携型認定こども園 (教育及び保育の目標)

第九条 幼保連携型認定こども園においては、第二条第七項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。次条第二項において同じ。）としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- 六 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

(教育及び保育の内容)

第十条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第二条第七項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づき児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準（同項第三号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第一条に規定する小学校をいう。）及び義務教育学校（学校教育法第一条に規定する義務教育学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

3 幼保連携型認定こども園の設置者は、第一項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。

図表7 「認定こども園法」関係

ども園における教育及び保育の目標の特質性とも言える。

認定こども園法第10条には教育及び保育の内容が示されているが、ここでは「幼稚園教育要領及び」として、教育及び保育の内容として視点（三つの視点）や領域（五領域）を示しているのである。ここでも養護についての言及は見られないのである。こうした点を渡辺英則は認定こども園制度を引き合いに出して、幼保連携型認定こども園における「保育」と「教育」の問題を保育時間などの制度的な視点から区分していることはもとより、「『保育』という営みが実際にはどのような営みか曖昧なものとなっています。」と明確に指摘している²⁸⁾。

この指摘の背景には幼保連携型認定こども園における「保育」が、いわゆる一時預かりに依拠していることが挙げられる²⁹⁾。

我が国の乳幼児期の保育や教育におけるこうした制度的な問題点（瑕疵ともいえる）は、保育や教育の主体である子どもあるいは保護者にとって、適切な状況にあるか疑問である。保育指針における、「『保育』とは『養護』と『教育』を一体的に行う³⁰⁾」という指摘を「保育」を行う乳幼児期の保育や教育を行うところでは改めて認識することを求められるところである。それが制度的な差異があったとしても、「保育」を行う基底的なものであるからである^(注8)。

参考文献

- (1) 子どもと保育総合研究所編 (2013) 子どもを「人間としてみる」ということ 子どもとともにある保育の原点. ミネルヴァ書房
- (2) 秋田喜代美監修 (2019) 保育学用語辞典. 中央法規
- (3) 森上史朗. 柏女霊峰 (2015) 保育用語辞典. ミネルヴァ書房
- (4) 無藤隆 (2014) 幼児教育の原則. ミネルヴァ書房
- (5) 日本保育学会編 (2016) 保育学講座 1 保育学とは. 東京大学出版会.
- (6) 日本保育学会編 (2016) 保育学講座 3 保育学のいとなみ. 東京大学出版会.

- (7) 文部科学省 (2018) 幼稚園教育要領解説. フレーベル館
- (8) 厚生労働省 (2018) 保育所保育指針解説. フレーベル館
- (9) 内閣府他 (2018) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説. フレーベル館
- (10) 民秋 言. 西村重希. 清水益治. 千葉武夫. 馬場耕一郎. 川喜田昌代 (2017) 幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立と変遷. 萌文書林
- (11) 清水将之 (2017) 幼稚園教育要領における領域『健康』の変遷—保育要領と幼稚園教育要領を俯瞰して. 淑徳大学短期大学部研究紀要, 56, 81-97.
- (12) 清水将之 (2021) 基本的事項の位置づけ—保育内容・領域 理解への枠組み—. 淑徳大学短期大学部研究紀要, 63, 33-40.
- (13) 清水将之. 相樂真樹子 (2022) 実践例から学びを深める 保育内容・領域 健康 指導法. わかば社
- (14) Dorothy H.Cohen. Marguerita Rudolph. 森上史朗訳 (1983) 幼児教育の基礎理論 上巻. 教育出版株式会社
- (15) Dorothy H.Cohen. Marguerita Rudolph. 森上史朗訳 (1983) 幼児教育の基礎理論 下巻. 教育出版株式会社

注釈

- (注1) 民秋言. 西村重希. 清水益治. 千葉武夫. 馬場耕一郎. 川喜田昌代 (2017) 幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立と変遷. 萌文書林. では、改訂（定）として説明されており、拙稿でも都度この表現を利用してきた。保育所保育指針の改訂（定）の経緯を鑑みると、1965（昭和40）年制定、1990（平成2）年改訂、1999（平成11）年改訂、2008（平成20）年改定、2017（平成29）年改定となっているところである。加えて述べておくこととする。

- (注2) 養護に関する検討を進めて行く中で、脚注4)ならびに5)に示した湯川嘉津美先生の研究は1876(明治9)年11月に創設された東京女子師範学校附属幼稚園を淵源とする「保育」について歴史・社会的視点から詳細に分析されている。極めて有用なものであること指し示しておく。
- (注3) 平井信義先生による指摘を十分に斟酌するならば「共通化」という拙著における指摘はやや易々たるものであったと反省するところである。しかし、保育士養成課程や幼稚園教諭養成課程における授業において、どのように学生に教授すれば良いか悩ましいところである。平井信義先生の言うところの「文部省と厚生省の両局長を呼んで、ぼくが司会をしたことがあります。(中略)まったく話が噛み合いませんでした。」(平井信義(1989). 幼稚園教育を見直す. 高杉自子, 平井信義, 森上史朗編. 幼稚園教育要領の解説と実践〔1〕幼稚園教育の基本. 小学館. 29)を開陳すべきだろうか。
- (注4) 成田錠一先生のことである。
- (注5) 筆者自身の保育士としての経験から、時間外保育における養護的配慮の重要性について言及しているところである。
- (注6) 秋田喜代美監修(2019)保育学用語辞典、中央法規、森上史朗、柏女霊峰(2015)保育用語辞典、ミネルヴァ書房、谷田貝公昭(代表編者)(2019)改定新版 保育用語辞典、一藝社。確かに「内容」に関しての記述は存在するが、これは視点(三つの視点)や領域(五領域)に関する「内容」の説明である。
- (注7) ここでは「生命の保持」そして「情緒の安定」が単独で出現することを「個別性」として説明した。先行研究等でも保育指針や教育・保育要領における「養護」、そして「生命の保持」や「情緒の安定」の出現を検討するものは見つけれなかった(研究や検討するに値しないというやもしれないが)。この表現が適切かどうか

は、筆者の継続的な課題ともいえるだろう。

- (注8) 制度的には幼稚園は「教育」、幼保連携型認定こども園では「教育及び保育」が使用されている。しかしながら、それらの施設で行われている遊び、生活、活動などの営みは「保育」を使用している。「保育」、「教育」、「教育及び保育」を折好く使用しているのは修辭的なナンセンスである。乳幼児期の子どもを「保育」する、至極まっとうな営みの根本的な重要性を再認識すべきであろう。

脚注

- 1) 厚生労働省(2018)保育所保育指針解説. フレーベル館. 14-16
- 2) 民秋 言, 西村重希, 清水益治, 千葉武夫, 馬場耕一郎, 川喜田昌代(2017)幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立と変遷. 萌文書林. 10-13, 17-20
- 3) 杉山和(2021)保育所保育指針における養護と教育の一体性の概念—歴史的変遷に着目して—愛知淑徳大学論集. 教育学研究科篇, 11, 29-40
- 4) 湯川嘉津美(2016). 保育という語の成立. 日本保育学会編. 保育学講座1 保育学とは. 東京大学出版会. 41-67
- 5) 湯川嘉津美(2015). 「保育」という語の成立と展開. 上智大学教育学論集, 48. 37-57
- 6) 清水将之(2021)基本的事項の位置づけ—保育内容・領域 理解への枠組み—. 淑徳大学短期大学部研究紀要, 63, 33-40
- 7) 平井信義(1989). 幼稚園教育を見直す. 高杉自子, 平井信義, 森上史朗編. 幼稚園教育要領の解説と実践〔1〕幼稚園教育の基本. 小学館. 29
- 8) 前掲4)に同じ. 61
- 9) 前掲3)に同じ. 35
- 10) 渡邊保博(2016). 養護と教育. 日本保育学会編. 保育学講座3 保育のいとなみ. 東京大学出版会. 132
- 11) 前掲10)に同じ. 133

- 12) CiNii Researchによる。(情報取得2022/05/01)
- 13) 今泉良一 (2018) 保育の質の探求②「もうひとつのおうち」. 敬心・研究ジャーナル2 (1), 91-93
- 14) CiNii Researchによる。(情報取得2022/05/01)
- 15) 鯨岡 峻 (2017) 保育における養護と教育について再考する:「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ」を読んで(その1). 保育通信 (742), 12-16 鯨岡 峻 (2017) 保育における養護と教育について再考する:「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ」を読んで(その2). (743), 12-17 鯨岡 峻 (2017) 保育における養護と教育について再考する:「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ」を読んで(その3). (744), 8-13
- 16) 前掲3)に同じ。
- 17) 前掲3)に同じ。35, 37-38
- 18) 熊田汎子 (2015) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領における実践研究—保育における養護についての再検討. 北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀要, 8, 45-55
- 19) 前掲18)に同じ
- 20) 前掲2)に同じ。54
- 21) 前掲4)に同じ。
- 22) 前掲10)に同じ
- 23) 本稿の主たる研究手法として通史的な手法には依拠しない。幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要

領は所管省庁の大臣公告である。つまり、行政文書を検討する手法が有効と考えている。具体的には前掲2)に示したものが参考となる。その他には計量テキスト分析を用いて行政文書における指向性を検討したものがある。小川泰弘, 中村誠, 外山勝彦 (2013) 法律文中における単語出現頻度の変化:法令テキストマイニングの一例. 名古屋大学法政論集. 250, 543-555 増田正 (2018) 我が国地方議会における政治・行政関係の計量テキスト分析. 高崎経済大学地域政策学部 地域政策研究. 20 (3), 1-19 清水将之 (2019) 計量テキスト分析による放課後児童対策に関する探索的研究. 淑徳大学短期大学研究紀要. 2019. 60. 17-32

などである。

- 24) 前掲1)に同じ。31
- 25) 前掲1)に同じ。30-37
- 26) 前掲1)に同じ。296
- 27) 内閣府他 (2018) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説. フレーベル館. 312
- 28) 渡辺英則 (2013). 人とのかかわりの中で育つ「学び」とは. 子どもと保育総合研究所編. こどもを「人間としてみる」ということ 子どもとともにある保育の原点. ミネルヴァ書房. 211
- 29) 前掲4)ならびに28)に同じ。
- 30) 前掲1)に同じ。